

公的年金保険の給付の種類

1 理解し伝えるべき項目

(1) **公的年金保険の給付は3種類ある。その3種類が生きていく上でのリスクに対する大きな保障となっている。**

年を取ったら受給する「**老齢年金**」、障害の状態にあるときに受給する「**障害年金**」、死亡してしまった場合に遺族が受給する「**遺族年金**」の3つである。

(2) 公的年金は、高齢期の生活のためだけではなく、高齢期に至るまでの間に起こる病気や怪我（障害年金）、死亡（遺族年金）といった、**様々な人生のリスクに対応している公的「保険制度」**である。

(3) 公的年金では、年を取って仕事を引退したあとの生活を支えるだけではない。**もし明日自分に万一のことが起こったときにも、明日の暮らしを支えてくれるもの**でもある。例えば、もし25歳で交通事故にあって、重い障害が残った場合、公的年金の保険料を払っていて要件を満たせば、障害年金を受給することができる。

また、もし40歳で一家の支え手として働いているときに、子どもを残して亡くなってしまった場合、要件を満たせば、残された夫や妻、子どもには遺族年金が支給される。

このように、**もしあなたの人生に「思いがけない万一の事」が起ってしまった時、公的年金保険が支えになる。**

(4) 公的年金制度には、国民年金と厚生年金がある。それぞれに老齢年金、障害年金、遺族年金がある。**国民年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金**があり、**厚生年金には、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金**がある。

老齢・障害・死亡といった事由が発生したときに国民年金に加入しているのか、あるいは厚生年金に加入しているのかなどによって受給する給付の内容も異なってくる。

(5) 老齢年金は、原則65歳になったときに受給開始となる。**受給資格期間（平成29年8月より25年から10年に短縮）を満たしていれば、老齢基礎年金は原則全ての人に支給される。**年金額は保険料納付期間等の長さによって決まるが、満額で約78万円である。**会社員や公務員など厚生年金に加入していた期間がある人は、加入期間と給与・賞与の平均額によって老齢厚生年金も合わせて支給される。**

(6) 障害年金は、病気やケガなどにより一定の障害の状態になった場合

17 公的年金保険の給付の種類

に、その病気やケガについて**初めて医者にかかった日（初診日）**に加入していた公的年金制度に応じて支給される。障害の程度については、障害基礎年金は障害等級1級と2級、障害厚生年金は原則障害等級1級から3級となる。原則として、初診日から1年6ヵ月を経過した障害認定日において障害年金を支給するかどうか判断される。

障害基礎年金の年金額は、老齢基礎年金額の満額をもとに等級によって決まっている。**障害厚生年金の年金額**は、障害等級のほか、それまでの受給権者の厚生年金の加入月数、給与・賞与の平均額によって異なる。なお、加入月数が25年（300月）に満たない場合は、300月分の**最低保障**がある。

なお、障害年金については、**保険料納付状況**が要件の1つとなっているため、保険料未納期間が多いと支給されない場合がある。

(7) **遺族年金**は、万一死亡してしまった場合に、**死亡した時点で加入していた公的年金制度などに応じて支給される**。死亡時に生計維持されていたこと、死亡した人が保険料の納付要件を満たしていたこと、遺族年金を受給する遺族の範囲などがそれぞれ決められている。

遺族基礎年金は18歳の年度末までの子がいる配偶者または子に支給される。**遺族基礎年金の年金額**は老齢基礎年金額の満額をもとに決まり、子の人数により加算がつく。

遺族厚生年金は、厚生年金に加入中に死亡した場合、あるいは老齢厚生年金を受給中に死亡した場合などに一定の遺族に支給される。遺族については、死亡時に生計を維持されていた妻、55歳以上の夫、18歳到達年度末前の子、55歳以上の父母、18歳到達年度末前の孫、55歳以上の祖父母のうち、順位が高い人に支給される。

遺族厚生年金の年金額は、死亡した人の老齢厚生年金（報酬比例部分）の計算により算出した額の**4分の3**となる。なお、厚生年金加入中の死亡で、加入月数が25年（300月）に満たない場合は、300月分の**最低保障**がある。一方、老齢厚生年金受給者の死亡による遺族厚生年金については最低保障がなく、10年以上25年未満の受給資格期間要件で老齢厚生年金を受給していた人の死亡に関しては遺族厚生年金は支給されない。さらに、妻が遺族厚生年金の受給者になった場合、年齢等の条件によっては一定期間中高齢寡婦加算が加算される場合がある。

2 伝える際のポイント

(i) 公的年金保険の給付の意義

17 公的年金保険の給付の種類

これからの人生いろいろあると思われるが、まずは自分のライフプラン（人生設計）を考えてみる。そして、仕事を引退した後の老後の生活をイメージしてみる。高齢期に収入がなくなってしまったときに生活を支えてくれる国からの給付が公的年金保険の老齢年金である。**何年生きるかわからない中で、一生涯受けられる老齢年金は、老後の生活費の一部をずっと支え続けてくれる。**高齢期を安心して生活するためには、しっかりと公的年金保険の保険料を納め、終身年金である公的年金を受給することが基本となる。

(ii) 国民年金と厚生年金それぞれに老齢、障害、遺族年金がある

公的年金は、高齢期の生活のための**老齢年金**だけではなく、高齢期に至るまでの間に起こる病気や怪我で障害状態になった場合に支給される**障害年金**、死亡してしまった場合に遺族に支給される**遺族年金**といった3種類があり、**生きていく上でのリスクに対する大きな保障となっている。**

(iii) 老齢年金の給付概要

老齢年金は、原則65歳になったときに受給開始となる。受給資格期間（平成29年8月より25年から10年に短縮）を満たしていれば、**老齢基礎年金**は原則全ての人に支給される。年金額は保険料納付期間等の長さによって決まるが満額で約78万円／年である。満額とは国民年金保険料を20歳から60歳までの40年（480月）全て納付した場合の受取額である。保険料免除期間や滞納期間などがある場合は、その期間に応じて計算され満額よりは少ない額となる。

会社員や公務員など厚生年金に加入していた期間がある人は、加入期間と給与・賞与の平均額によって老齢厚生年金も合わせて支給される。正確には、**老齢厚生年金（報酬比例部分）**については、厚生年金保険の被保険者期間の月数と全被保険者期間の平均の報酬額（平均標準報酬月額。平成15（2003）年4月以後は標準賞与額を含んだ平均標準報酬額）に率を乗じることによって算出される。

(iv) 障害年金の給付概要

障害年金は、病気やケガなどにより一定の障害の状態になった場合に、その病気やケガについて初めて医者にかかった日（初診日）に加入していた公的年金制度による障害年金（給付）が支給される。障害の程度については、障害基礎年金は障害等級1級と2級、障害厚生年金は原則障害等級1級から3級となる。原則として、初診日から1年6ヵ月を経過した障害認定日

17 公的年金保険の給付の種類

において障害年金を支給するかどうか判断される。

障害基礎年金の年金額は、老齢基礎年金額の満額をもとに等級によって決まっている。1級は老齢基礎年金の満額の1.25倍で、2級が老齢基礎年金の満額である。さらに生計を維持する18歳の年度末までの子（障害等級1級または2級の場合は20歳未満）がいる場合は加算がある。

障害厚生年金の年金額は、1級は報酬比例部分の年金額の1.25倍、2級と3級は報酬比例部分の年金額となる。また、加入月数が25年（300月）に満たない場合は、300月分の**最低保障**がある。さらに障害厚生年金の1級または2級を受給している人に生計を維持する65歳未満の配偶者がいる場合は、加給年金額が加算される。

なお、障害年金については、**保険料納付状況が要件**の1つとなっているため、保険料未納期間が多いと支給されない場合がある。

（v）遺族年金の給付概要

遺族年金については、**死亡した時点で加入していた公的年金制度などにより遺族年金（給付）が支給される**。死亡時に生計維持されていたこと、死亡した人が保険料の納付要件を満たしていたこと、遺族年金を受給する遺族の範囲などがそれぞれ決められている。**遺族基礎年金**は18歳の年度末までの子（障害等級1級または2級の場合は20歳未満）がいることが条件となる。なお、子のある配偶者以外に子自身に支給される場合もある。**遺族基礎年金の年金額**は老齢基礎年金額の満額をもとに決まっており、子の人数によって加算がつく。

遺族厚生年金は、厚生年金に加入中に死亡した場合、或いは老齢厚生年金を受給中に死亡した場合などに一定の遺族に支給される。遺族については、死亡時に生計を維持されていた妻、55歳以上の夫、18歳の年度末までの子、55歳以上の父母、18歳の年度末までの孫、55歳以上の祖父母のうち、順位が高い人に支給される。

遺族厚生年金の年金額は、死亡した人の老齢厚生年金（報酬比例部分）の計算により算出した額の**4分の3**となる。なお、厚生年金加入中の死亡で、加入月数が25年（300月）に満たない場合は、300月分の**最低保障**がある。一方、老齢厚生年金受給者の死亡による遺族厚生年金については最低保障はなく、10年以上25年未満の受給資格期間要件で老齢厚生年金を受給していた人の死亡に関しては遺族厚生年金は支給されない。さらに、妻が遺族厚生年金の受給者になった場合、年齢等の条件によっては一定期間中高齢寡婦加算が加算される場合がある。

17 公的年金保険の給付の種類

(vi) その他の給付

公的年金保険にはその他にも給付がある。第1号被保険者独自の付加年金、寡婦年金や死亡一時金、さらには、厚生年金の被保険者独自の障害手当金などである。

<公的年金の給付の種類>

	国民年金	厚生年金
老齢	老齢基礎年金 (付加年金)	老齢厚生年金
障害	障害基礎年金	障害厚生年金 (障害手当金)
死亡	遺族基礎年金 (寡婦年金) (死亡一時金)	遺族厚生年金

出典: 公的年金保険研究会

老齢基礎年金の額の仕組み

老齢基礎年金

(2020年度の場合)

加入期間に比例した年金
満額: 781,700円(480月納付した場合)

保険料納付済期間の月数が480に満たない場合

$$781,700円 \times \left(\frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数} \times \text{免除の種類による割合}}{480月} \right)$$

※保険料納付済月数に含まれるもの

- ・20歳以上60歳未満の厚生年金加入月数
- ・第3号被保険者期間
- ・第1号被保険者期間として国民年金保険料を納めた月数

出典: 厚生労働省資料を、公的年金保険研究会が一部修正

17 公的年金保険の給付の種類

老齢厚生年金の額の仕組み

(2020年度の場合)

老齢厚生年金（報酬比例部分）			
厚生年金加入中の報酬（給与・賞与）と加入期間に比例した年金（①+②）			
①	平均標準報酬月額 (標準報酬月額の平均額)	×	給付乗率 (7.125/1000) × 被保険者期間の月数 (2003年3月まで)
②	平均標準報酬額 (標準報酬月額と標準賞与額の平均額)	×	給付乗率 (5.481/1000) × 被保険者期間の月数 (2003年4月以降)

出典：厚生労働省資料を、公的年金保険研究会が一部修正

3 振り返り

- (1) 公的年金保険には人の人生（ライフプラン）に添って、**様々なリスクに対応するため3種類の年金があるがそれは何か。**
- (2) 国民年金と厚生年金それぞれに老齢、障害、遺族年金がある。**受給できる給付の種類はどのようにして決まるのか。**
- (3) **老齢年金、障害年金、遺族年金それぞれの給付の概要を把握できたか。また、それぞれについてどういう点に留意する必要があるか。**